

国立市地域福祉計画審議会条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市地域福祉計画について、社会福祉法人に従事する職員、民生委員、学識経験者等の幅広い意見を反映して策定し、計画の進捗状況についても、一体的に評価及び点検ができるよう、現行の国立市地域福祉計画策定委員会と国立市地域保健福祉施策推進協議会を統合し、国立市地域福祉計画審議会を設置するものである。

国立市地域福祉計画審議会条例案

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、国立市地域福祉計画（以下「計画」という。）に関する事項について調査及び審議を行うため、国立市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の把握、点検、評価等に関すること。

(組 織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
- (2) 社会福祉法人の役員又は職員 3 人以内
- (3) 介護保険被保険者 1 人以内
- (4) しょうがいしゃ又はその関係者 1 人以内
- (5) 民生委員 1 人以内
- (6) 市民 1 人以内

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による答申のあった日をもって終了する。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(支援者の同席)

第 8 条 会長は、委員がしょうがいしゃである場合において、当該委員のしょうがいの特性により必要があると認めるときは、当該委員の介助、発言の補助その他必要な支援を行う支援者を会議に同席させることができる。

2 市長は、前項に規定する支援者が会議に同席したときは、当該支援者に対して謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(国立市地域福祉計画策定委員会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 国立市地域福祉計画策定委員会条例（平成 11 年 3 月国立市条例第 2 号）

(2) 国立市地域保健福祉施策推進協議会条例（平成 18 年 12 月国立市条例第 34 号）

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 49 年 11 月国立市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 55 号を次のように改める。

(55) 地域福祉計画審議会委員

第 2 条中第 56 号を削り、第 57 号を第 56 号とし、第 58 号から第 79 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条中「第 2 条第 15 号から第 76 号まで」を「第 2 条第 15 号から第 75 号まで」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第 77 号から第 79 号まで」を「第 2 条第 76 号から第 78 号まで」に改める。

別表第 2 中

「

地域福祉計画策定委員会委員	〃 9, 100 円
地域保健福祉施策推進協議会委員	〃 9, 100 円

を

」

「

地域福祉計画審議会委員	〃 9, 100円
-------------	-----------

に改める。

」

(国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例の一部改正)

- 4 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例（令和3年12月国立市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号中「国立市地域保健福祉施策推進協議会委員又は国立市地域福祉計画策定委員会委員」を「国立市地域福祉計画審議会委員」に改める。